

警察法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文
警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

附則 1～28（略） （岩手県警察等に関する特例）		附則 1～28（略） （岩手県警察等に関する特例）	
<p>29 次の表の上欄に掲げる県の警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による被害を受けたことに伴い当該県の区域において市民生活の安全と平穩の確保のため必要な警察の事務が増大していることに鑑み、別表第二当該県の項の規定にかかわらず、同項に定める人員に、当該県ごとにそれぞれ次の表の中欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる人員を加えた人員とする。</p>		<p>29 次の表の上欄に掲げる県の警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による被害を受けたことに伴い当該県の区域において市民生活の安全と平穩の確保のため必要な警察の事務が増大していることに鑑み、別表第二当該県の項の規定にかかわらず、同項に定める人員に、当該県ごとにそれぞれ次の表の中欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる人員を加えた人員とする。</p>	
岩手県	岩手県	岩手県	岩手県
平成二十七年三月三十一日までの間	平成二十五年三月三十一日までの間	平成二十七年三月三十一日までの間	平成二十五年三月三十一日までの間
五十人	百三十人	五十人	百三十人
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間	平成二十五年三月三十一日までの間	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間	平成二十五年三月三十一日までの間
三十人	二百七十人	三十人	二百七十人
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間	平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間
十五人	百七十五人	十五人	百七十五人
平成二十七年三月三十一日までの間	宮城県	平成二十七年三月三十一日までの間	宮城県
百二十五人	宮城県	百二十五人	宮城県

福島県	平成二十七年三月三十一日までの間	二百七十五人
	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間	二百五十五人
	平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間	二百四十人
	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間	

30～35 (略)
別表第三(第七条関係)

地方警察職員たる警察官の階級別定員の基準

一 府県警察(大阪府警察、埼玉県警察、神奈川県警察、愛知県警察、兵庫県警察及び福岡県警察を除く。)における地方警察職員たる警察官の階級別定員の基準は、当該府県警察の地方警察職員たる警察官の定員を次の表に掲げる各級に区分し、各区分ごとの人員に順次同表の階級別欄に掲げる割合を乗じて得た人員を階級別ごとに合計した人員とする。

(略) (略) (略) (略)

二 都警察、道警察、大阪府警察、埼玉県警察、神奈川県警察、愛知県警察、兵庫県警察及び福岡県警察における地方警察職員たる警察官の階級別定員の基準は、次の表の都道府県欄に掲げる区分に応じ、都警察、道警察、

福島県	平成二十五年三月三十一日までの間	三百五十人
	平成二十六年三月三十一日までの間	二百九十五人

30～35 (略)
別表第三(第七条関係)

地方警察職員たる警察官の階級別定員の基準

一 府県警察(大阪府警察、神奈川県警察、愛知県警察、兵庫県警察及び福岡県警察を除く。)における地方警察職員たる警察官の階級別定員の基準は、当該府県警察の地方警察職員たる警察官の定員を次の表に掲げる各級に区分し、各区分ごとの人員に順次同表の階級別欄に掲げる割合を乗じて得た人員を階級別ごとに合計した人員とする。

(略) (略) (略) (略)

二 都警察、道警察、大阪府警察、埼玉県警察、神奈川県警察、愛知県警察、兵庫県警察及び福岡県警察における地方警察職員たる警察官の階級別定員の基準は、次の表の都道府県欄に掲げる区分に応じ、都警察、道警察、大阪府警察、

